

FORMULA DRIFT[®]
J A P A N

FDJ2

FDJ3

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3
SPORTING REGULATIONS
2025 VERSION 1.0

2025 年版 スポーツ規則書 第 1.1

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 スポーティングレギュレーション

前書き

FORMULA DRIFT JAPAN は、FORMULA DRIFT Holdings, LLC とのライセンス契約に基づき、MSC 株式会社が運営・主催する競技会です。

FORMULA DRIFT Holdings, LLC が運営・主催する Formula Drift は世界的に認知されているプロの為にプロによるドリフト競技会です。北米で初めて開催されたドリフト選手権として Formula Drift はこのモータースポーツ競技のレベルを極限まで高めてきました。

ドリフトは熱狂的な車好きから、男女、年齢問わず幅広いファン層を魅了してきました。また、世界的にもドリフトと言う競技のベンチマークを築いて来ました。コース内で高い技術力を用いて猛スピード且つ横向きに駆り戦う選手達に垣根は無く車種も様々であり、コースも豊富です。全ては優勝の栄光を我が手にするために選手達はその技術を競い合うものです。

本スポーティングレギュレーションは FORMULA DRIFT JAPAN、FDJ2、FDJ3 に出場・参加する全ての選手、チーム監督、チーム員、その他のチーム関係者に適用されます。

選手、チーム監督、チーム員、その他のチーム関係者は全てにおいてスポーツマンシップを重んじ、いかなる場合・場面においても紳士的な対応をしなければなりません。万が一、スポーツマンシップに反する行為、行動、対応、言動等があった場合は、その人物が関係する出場選手に対してポイントの減算や没収、出場停止等のペナルティーを科す場合があります。

また、本スポーティングレギュレーションに違反した場合、FORMULA DRIFT JAPAN、FDJ2、FDJ3、MSC CHALLENGE その他 MSC 株式会社が運営・主催する全てのイベントに出場や参加、入場等が禁止される場合があります。

本スポーティングレギュレーションは参加選手の他、チーム監督、チーム員、その他全てのチーム関係者が内容を確認の上同意したものとみなします。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

FORMULA DRIFT JAPAN 2021 スポーティングレギュレーション

目次

第1章 総則	
第1条 管理統制	6
第2条 F D J スポーティングレギュレーション	6
第3条 遵守義務	6
第2章 競技役員及び委員会	
第1節 競技役員	
第4条 オフィシャル	7
第5条 オフィシャルの職務と責任	7
第6条 競技マネージャーのブリーフィング開催等の権限	8
第2節 委員会	
第7条 規律委員会及び不服申立委員会	8
第3章 ライセンス	
第8条 選手要件	9
第9条 F D J / F D J 2 / F D J 3 ライセンス	9
第10条 ライセンス規約	9
第4章 エントリー	
第11条 エントリー	10
第12条 承認の撤回・無効化	10
第13条 不服申立権の放棄	10
第14条 チーム代表者	11
第15条 ユニフォーム	11
第16条 エントリー車両	11
第5章 エントラントの義務及び禁止事項	
第17条 行動規範	11
第18条 パドック及びコース内における行動規範	12
第19条 履行義務	12
第20条 禁止事項	12
第21条 肖像権の使用許諾	13
第6章 競技	
第1節 ピット・パドック及びコースでのルール	
第22条 エントリー	13

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 23 条 執行権	14
第 24 条 スターター及びパワーサプライ	14
第 25 条 コース上からの撤去指示権	14
第 26 条 燃料補給規制	15
第 27 条 オープンパドック時の遵守義務	15
第 28 条 同乗者	15
第 29 条 スポッター	15
第 2 節 旗信号及び無線通信	
第 30 条 旗信号	15
第 31 条 無線通信	16
第 3 節 競技方式	
第 32 条 概要	16
第 33 条 審査対象	17
第 34 条 競技中のタイムアウト	17
第 35 条 追走ラウンド中の車両修理・サービス	17
第 36 条 予選	18
第 37 条 予選得点の配分	18
第 38 条 予選進行中のリプレイ	19
第 39 条 クリッピングとコースマーカー	19
第 40 条 追走トーナメント	19
第 41 条 先行・後追い・追い越し	19
第 42 条 追走トーナメントにおける審査	20
第 43 条 追走脱落	20
第 44 条 審査が行われる場所	21
第 45 条 リプレイ	21
第 46 条 接触	21
第 7 章 審議申立	
第 47 条 抗議	22
※アメリカのフォーミュラドリフトに準じて、判定等に対する抗議 (プロテスト等) は、2024年度から廃止されました。	
第 8 章 懲罰	
第 1 節 総則	
第 53 条 懲罰	23

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 54 条 懲罰の管理	23
第 55 条 懲罰の通知・実行及び公表	23
第 56 条 懲罰の種類	23
第 57 条 執行猶予	24
第 2 節 罰金	
第 58 条 罰金の納付	24
第 59 条 罰金の合算	25
第 60 条 他者を利用した違反行為	25
第 61 条 違反行為の重複による加重	25
第 62 条 酌量減輕	25
第 63 条 1 0 0 万円以下の罰金	25
第 64 条 5 0 万円以下の罰金	25
第 65 条 3 0 万円以下の罰金	26
第 66 条 1 0 万円以下の罰金	26
第 67 条 第 3 条第 3 項違反の罰金	26
第 3 節 懲罰に対する不服申立	
第 68 条 懲罰に対する不服申立	26
第 9 章 最終的拘束力等	
第 69 条 最終的拘束力	27
第 70 条 本規則の解釈及び適用	27
第 1 0 章 改訂	
第 71 条 改訂	27
第 1 1 章 映像	
第 72 条 映像収録及び配信などの大会映像使用規定及び罰則	27

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第1章 総則

第1条 管理統制

1. FORMULA DRIFT は FORMULA DRIFT Holdings, LLC（以下「FORMULA DRIFT 社」という。）の所有財産であり、FORMULA DRIFT 社は、FORMULA DRIFT PRO 選手権、FORMULA DRIFT PROSPEC 選手権、FORMULA DRIFT プロアマ(PROAM)シリーズその他 FORMULA DRIFT の名称を使用するイベントの開催・運営について承認する権利を有する。FORMULA DRIFT シリーズの運営はFORMULA DRIFT 社によって管理されている。
2. MSC 株式会社（以下「MSC」という。）は、FORMULA DRIFT JAPAN（以下「FDJ」という。）シリーズ競技会について、FORMULA DRIFT 社の承認の下、日本国内における開催・運営の権利を有し、FDJ シリーズ競技会に関する一切の業務を遂行する権利を有する。

第2条 FDJ スポーティングレギュレーション

MSC は、FDJ シリーズ競技会を開催・運営するため、本スポーティングレギュレーション（以下「本規則」という。）を、FDJ シリーズ競技会の基幹ルールとして制定する。

第3条 遵守義務

1. FDJ シリーズ競技会に出場・参加する全てのドライバー（以下「選手」という。）、チーム監督、チーム員、その他チーム関係者（以下総称して「エンタラント」という。）は、本規則及び付随する諸規程を遵守する義務を負う。
2. エンタラントは、FDJ シリーズ競技会の信用を毀損する行為を行ってはならない。
3. エンタラントは、法律、命令、条例等を遵守し、社会倫理規範を尊重して行動しなければならない。
4. エンタラントは、自らが暴力団その他の反社会的勢力に属する者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。また、エンタラントは、暴力団員等による不当な要求および財産上の利益供与の申し入れは断固として拒絶し、かつ暴力団員等と取引、または交際してはならない。
5. エンタラントは、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別を行ってはならない。
6. エンタラントは、FDJ シリーズ競技会に出場・参加するに際しては、政治的に中立であることに疑義が生じる行為を行ってはならず、いかなる種類の政治的、宗教的または人種的なデモンストレーションも行ってはならない。
7. エンタラントは、FDJ シリーズ競技会に出場・参加することを通じて知り得た FDJ シリーズ競技会、FDJ シリーズ競技会関係者及びMSCに関連する一切の秘密または内部事情を、第三者に開示または漏えいしてはならない。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第2章 競技役員及び委員会

第1節 競技役員

第4条 オフィシャル

1. FDJ シリーズ競技会は、MSC によって指定された以下の競技役員（以下「オフィシャル」という。）により開催・運営される。

競技マネージャー

テクニカルマネージャー

スターター

事務局

得点係

審査員

2. オフィシャル業務のアシスタント係はオフィシャルとみなす。

3. 各オフィシャルは、自己と MSC、FDJ シリーズ競技会関係者またはスポンサーとの利益が相反する行為については、オフィシャルとして業務に関与することができない。また、オフィシャルはオフィシャルとして関与する FDJ シリーズ競技会に競技参加できない。

第5条 オフィシャルの職務と責任

オフィシャルの職務と責任は、以下の通りとする。

(1) 競技マネージャー

競技マネージャーは、FDJ シリーズ競技会の統括責任者であり、競技中のスタートやストップの指示、コースアウト車両等の回収作業の指示、その他 FDJ シリーズ競技会を円滑に進行させるようコントロールするとともに、当該競技会が FDJ の規則、規制に従って運営、遂行されているかを監視・監督する責任がある。

(2) テクニカルマネージャー

テクニカルマネージャーは、競技車両の車検及び競技中の車両の管理の他以下の職務を行う。

① 技術規則に対する適合性を考慮して検査や解体を指示・依頼する。

② 参加車両について技術規則への適合性を判断する。不適合と判断したときは、当該車両に係る選手及び当該選手が所属するチームに対し走行停止を言い渡すことができる他、競技マネージャーに対し懲罰に係る調査、審議を求めることができる。

③ 選手の安全の向上に資するように、技術規則の内容を改訂・改善する。

④ 競技会中必要があると認めるときは、技術規則に変更を行うことができる。ただし、当該変更は、当該競技会に限り効力を有する。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

(3) スターター

スターターは、競技マネージャーの指示に従い、選手に対し競技のスタートやストップを指示する他、フライング等があった場合にリスタートの判断等を行う。

(4) 事務局

事務局は、主に FDJ シリーズ競技会に係る事務作業を行い、参加選手やチームのエントリーの承認・管理、出展ブースの管理、スポンサーやメディアの管理等を行う。

(5) 得点係

得点係は、審査員が採点した得点を集計し、その結果をリアルタイムでオフィシャルサイトに反映する職務を行う。

(6) 審査員

審査員は、FDJ シリーズ競技会においてドリフト競技の審査を行う。審査員は 3 名とし、ライン審査員、アングル審査員、スタイル審査員各 1 名とする。審査員は、競技前のブリーフィングにて審査基準を発表するものとする。

第 6 条 競技マネージャーのブリーフィング開催等の権限

1. 競技マネージャーは、競技会期間中、必要に応じてブリーフィングを開催することができる。この場合エントラントに対し、ブリーフィングへの出席を指示することができる。
2. 競技マネージャーは、競技会期間中必要があると認めるときは、本規則（「第 6 章 技」に関するものに限る。）の内容の変更、当該競技会において新たに適用されるルール（競技に関するものに限る。）の制定をすることができる。ただし、当該変更及び制定は、当該競技会に限り効力を有する。この場合、競技マネージャーは、前項の会議を開催し、エントラントに対しこれを周知しなければならない。
3. 前 2 項のブリーフィングに出席しなかったエントラントは、当該のブリーフィングにおいて議論された内容や周知された内容について抗議をすることはできない。

第 2 節 委員会

第 7 条 規律委員会及び不服申立委員会

1. MSC は、競技会外の違反行為に対する懲罰の調査、審議及び決定の機関として、規律委員会を設置する。
2. MSC は、競技会中及び競技会外の違反行為に対し懲罰を科された者の不服申し立てに基づき当該懲罰の可否を審査する機関として、不服申立委員会を設置する。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第3章 ライセンス

第8条 選手要件

FDJ シリーズ競技会（デモ走行も含む）に選手として参加・出場するためには、MSC が発行する「FORMULA DRIFT JAPAN ライセンス」（以下「FDJ ライセンス」という）を保有している必要がある。

第9条 FDJ / FDJ2 / FDJ3ライセンス

FDJ / FDJ2 / FDJ3 ライセンスは、以下に定めるいずれかの方法により取得することができる。

FDJ ライセンス

(1) 請願申請

本規則とは別に定める FDJ ライセンス規約に基づきライセンス申請をする方法により、当該ライセンス規約に定める条件に従い、FDJ ライセンスを取得することができる。

FDJ2 ライセンス

(1) 請願申請

本規則とは別に定める FDJ2 ライセンス規約に基づきライセンス申請をする方法により、当該ライセンス規約に定める条件に従い、FDJ2 ライセンスを取得することができる。

FDJ3 ライセンス

(1) 請願申請

本規則とは別に定める FDJ3 ライセンス規約に基づきライセンス申請をする方法により、当該ライセンス規約に定める条件に従い、FDJ3 ライセンスを取得することができる。

第10条 ライセンス規約

FDJ ライセンスの発給手続、内容等は、本規約に別段の定めるものを除き、ライセンス規約によるものとする。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第4章 エントリー

第11条 エントリー

1. FDJ シリーズ競技会に参加を希望する者は、チーム単位で、別途定めるエントリーフォームにて参加申請を行い、MSC より参加承認を受けなければならない。エントリーに係る費用及びルール等については、別途定めるものとする。
2. MSC は、前項の参加申請に対し、承認・不承認について決定する権利を有する。
3. MSC は、参加を不承認とした場合、エントリーシートに記載された住所に、遅くとも競技会開催日の5日前までには、文書にてその旨通知をしなければならない。
4. MSC は、参加申請に対する承認・不承認の理由を回答、開示する義務を一切負わない。

第12条 承認の撤回・無効化

1. 緊急事態や、やむを得ない世界情勢などで海外からの選手の参加が出来なくなってしまう場合など、ライセンスを所持した参加権利を有するドライバーを海外から来日するドライバーの代理として起用することができる。この場合、シリーズポイントは各ドライバーが有する。チームとしての合算は出来ない。
2. エントリーにおける同一チーム数の優位。年間エントリーにおける同一チームエントリー数が5台を超える場合、チームからの申請により参加ドライバーの許可を緩和する場合がある。この場合、アメリカFDライセンス委員会の承認を取得する必要がある。
3. MSC は、競技会開催日の14日前までであれば、理由の如何を問わず、参加承認を撤回することができる。
4. 前項の場合、MSC は参加申請者に対し、参加申請にかかる費用を払い戻すことができる。ただし、前項の撤回が参加申請者の責めに帰すべからざる事由によるときは、MSC は参加申請にかかる費用を払い戻さなければならない。
5. 参加申請者がエントリーフォームに事実と反する記載をしたときは、MSC は当該参加申請者に対して行った参加承認を無効とすることができる。この場合、MSC は参加申請者に対し、参加申請にかかる費用を払い戻す義務を負わない。
6. 参加申請者及び参加申請者に係るチーム構成員が当該FDJ シリーズ競技会と同時期に別場で開催されるFDJ シリーズ競技会と同種の競技会に参加する場合、MSC は当該参加申請者に対して行った参加承認を無効とすることができる。この場合、MSC は参加申請者に対し、参加申請にかかる費用を払い戻す義務を負わない。
7. FDJ シリーズ競技会は、同一シーズンにおいて1ラウンドでも開催された時点で、当該シーズンについて成立したものとする。この場合、当該シーズンにおける残りのラウンドについて出場または開催できないラウンドがあったときでも、その理由の如何を問わず、MSC は、参加申請にかかる費用を払い戻す義務を負わない。

第13条 不服申立権の放棄

参加申請者は、参加申請に対する承認・不承認の決定に対し、異議の申立てその他一切不服申立てをすることができない。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 14 条 チーム代表者

1. 各チームは各チーム構成員の中から 1 名の代表者を選ばなければならない。
2. 各チームは、各チーム代表者によってのみ、抗議申請、車両の登録もしくは離脱、その他必要な手続を行うことができる。
3. 競技会前、競技会中に代表者を変更する場合、旧代表者と新代表者は共同で事務局に対しその旨を届け出なければならない。この場合、事務局にて登録変更手続が行われたときに、代表者の変更の効力が生じるものとする。

第 15 条 ユニフォーム（レーシングスーツ）

選手は、規制に適合しかつダメージの無いユニフォームを着用しなければならない。また、選手のユニフォームには、目視が可能な位置に、選手名、チーム名、血液型（チームロゴがある場合はこれを含む。）の記載されたパッチを付さなければならない。

第 16 条 エントリー車両

FDJ シリーズ競技会には 1 ラウンドに対し、選手一人につき一台の車両でのみ参加可能とする。初期練習走行のセッション時にスタートラインを超えた時点より車両の変更は不可能となる。FDJ シリーズ競技会に参加する全ての車両は、技術規則に従った仕様としなければならない。

第 5 章 エントラントの義務及び禁止事項

第 17 条 行動規範

- 1 エントラントは以下に定める行動規範を遵守しなければならない。
- (1) 法令、本規則及び付随する諸規則を遵守し、公序良俗、道徳に反するような行為をしてはならない。
- (2) 競技マネージャー、テクニカルマネージャー、審査員その他の競技役員等の指示に従うこと。
- (3) スポーツマンシップにのっとりフェアプレーを心がける。
- (4) 自身、他の選手、競技役員、観客その他関係者の安全に最大限の配慮をしなければならない。
- (5) 他の選手やチーム員等及び競技役員等に対し、侮辱的な発言や暴言等は厳に慎み、敬意を持って紳士的な対応を心がける。
- (6) 観客やファンを大切にし、FDJ シリーズ競技会の魅力を積極的に発信することを心がける。
- (7) 周囲の環境に配慮し、廃油や部品、機材、ごみ等を残置せず、各自で持ち帰ること。
- (8) 清潔感を持った服装・外見を心がけ、規制に適合したユニフォーム、レーシングスーツを正しく着用すること。
- (9) FDJ シリーズ競技会開催場所においては、競技会開始前後を問わず、アルコール類を摂取してはならない。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

2 適用範囲

前項に定める行動規範は、競技会中だけでなく、練習日、準備期間、記者会見、公式行事への出席、デモイベント等を含む競技会外においても適用される。

第 18 条 パドック及びコース内における行動規範

1. エントラントは、パドック及びピット内において、以下に定める行動規範を遵守しなければならない。

(1) 車両移動は安全を第一、最優先として、いかなる場合でも徐行範囲の速度を超えてはならない。

(2) 整備作業においては、防火、液体の飛散防止対策を講じなければならない。

(3) ピットウォーク時間中はエンジンの始動及び給油をしてはならない。

(4) 飲酒、喫煙、薬物類は一切禁止する。また、火気の使用も禁止。

(5) 飼い犬、飼い猫その他一切のペット類を同伴させてはならない。

(6) 競技中はピット・パドックからサービスカー等、競技車両以外の車両を移動してはならない（ただし、SUGOや岡山など、スポッターエリアに車両での移動が許可されているラウンドは除く）

2. エントラントは、コース内において、前項各号に定めるもの（ただし、(1)は除く。）の他、以下に定める行動規範を遵守しなければならない。

(1) コース内への立入、車両での進入はオフィシャルの指示、許可に基づき行わなければならない。

(2) コース内およびパドックにおいては、不要な行為をしてはならない。

(3) 競技または指定エキシビジョン以外で観客へのアピール目的でタイヤスモークを発生させてはならない。

(4) コース内を走行中にオイル類の漏れ、部品等の脱落のおそれがあるときは、直ちに走行ラインを外れ、安全な場所に停止してコース員の指示に従わなければならない。

第 19 条 履行義務

1. エントラントは、MSC またはオフィシャルから指示があった場合、各自の費用負担の下、吸気検査、血液検査、尿検査その他ドラッグテストを受けなければならない。

2. エントラントは、オフィシャルから指名または指示を受けた場合、オフィシャルの招集する会議への出席、MSC 及び FDJ シリーズ競技会の広告宣伝・広報・プロモーション活動に、原則として無償で協力しなければならない。

第 20 条 禁止事項

エントラントは、以下に定める行為をしてはならない。

(1) オフィシャルその他競技関係者等への金品等の供与、申込及び約束。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

- (2) 暴力団、総会屋若しくはこれらに準ずる者または当社が不適切と判断する者を、競技・イベントに参加させる行為及び会場へ入場させる行為。
- (3) FDJ の理念・思想に反する行動及び一般的な自動車競技・モータースポーツに対して有害、危険と認められる行動等への参加。
- (4) 無謀または危険な運転行為。
- (5) MSC またはオフィシャルの指示に従わない行為。
- (6) MSC またはオフィシャルとの協力や連携を拒絶する行為、妨害行為等。
- (7) MSC、オフィシャル、FDJ シリーズ競技会またはスポンサー等に対する批判行為。
- (8) 意図的に、参加者や MSC、オフィシャルを害する行為または冒瀆的な暴言や振る舞い等。
- (9) 競技会に参加する車両の検査・調整に従わない行為。
- (10) アルコール類、規制薬物、ドーピング剤その他娯楽剤の服用。
- (11) MSC またはオフィシャルを相手方とする訴訟提起、調停申立てその他一切の外部の紛争解決手続の利用行為。ただし、FDJ シリーズ競技会に係る紛争に限る。
- (12) その他スポーツマンシップ精神に反する行為。

第 21 条 肖像等の使用許諾

- 1. エントラントは、その肖像、映像、名前（変名も含む。）、チーム名、ロゴ、車両画像及びスポンサーの名称・ロゴ等（以下総称して「肖像等」という。）について、MSC 及び MSC の委託する第三者が肖像等を、FDJ シリーズ競技会の宣伝、マーケティング、放送、広告、ビデオゲームその他 MSC の業務に関連する範囲内で利用することを許諾する。
- 2. エントラントは MSC に対し、各スポンサーから前項の利用許諾にかかる権限を得ていることを保証する。
- 3. エントラントは、MSC または MSC の委託する第三者が、肖像等の利用に関して第三者により何らかの請求を受けまたは提訴されたときは、無償で当該問題の解決に協力しなければならない。
- 4. エントラントは、前項の問題に関し、MSC 及び MSC の委託する第三者に何ら迷惑をかけないものとして、これにより MSC または MSC の委託する第三者に損害が発生した場合には、その損害を補償しなければならない。

第 6 章 競技

第 1 節 ピット、パドック及びコースでのルール

第 22 条 遵守事項

- 何人も、ピット、パドック及びコースにおいては、以下のルールを遵守しなければならない。
- (1) 競技マネージャーの許可無くして「ホットピット」と称される区域内に入るとは許されない。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

- (2)「ホットピット」と称される区域内では、安全面に配慮した適切な服装（爪先の閉じている靴、ロングパンツ、そして袖付きの衣類等）を、練習走行中、競技中関わらず、常時着用しなければならない。また、業務及び作業を行うエントラントは正装（チームウェア等）が義務付けられる。ただし、グリッド手前の区域のみ、エントラントのショートパンツ着用が許可される。
- (3)グリッド内の「ホット」と称される区域は、ユニフォーム着用者のみ立ち入りが許可される。
- (4)「ホットピット」区域での喫煙は許されない。ペットの同伴も「ホット」と称される区域では許されない。
- (5)危険性の高い区域その他オフィシャルが制限した区域へは、FDJ ライセンス保有者のみ立ち入ることができる。FDJ ライセンス保有者は FDJ ライセンスカードを常に目視可能となるよう着用しなければならない。

第 23 条 執行権

競技マネージャーは、スタートライン、グリッド、プレ・グリッド、パドック及び競技コース内での執行権を持つ。

第 24 条 スターター及びパワーサプライ

1. エンジンにはオンボードに搭載されるスターターとそれに伴うパワーサプライによって始動される。
2. グリッドにてエンジンが始動出来ない選手は、スタート前のグリッドポジション内にいる場合のみ押し掛けを可能とする。グリッドでの押し掛けはオフィシャル立ち会いの下で、安全確認を行いながら行わなければならない。
3. スタート前、もしくはレース中の押し掛けは競技マネージャーより承認を得た場合のみ可能とする。
4. スターター、パワーサプライは原則稼働可能な物のみとする。オンボードに搭載されるスターターはコース上、もしくはスタートライン内での駆動力としての使用は禁止されている。ただし、コース上で緊急事態の場合は駆動力としての使用を許可する。選手は個人車両の押し掛けを安全の理由無くして行ってはならない。選手は、緊急時以外は補助なしを原則とする。ただし、オフィシャルの安全確保に関する対策の場合は除外される。

第 25 条 コース上からの撤退指示権

競技マネージャー及びテクニカルマネージャーは、全ての車両に対して予測され得る事態を下に、他競技車両への危険を及ぼす場合は、コース上より撤退するよう指示を出すことができる。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 26 条 燃料補給規制

プレ・グリッド、グリッド、スタート区域、もしくは他指定区域内での車両に対する燃料補給を禁止する。燃料補給は競技マネージャーより指定されたチームパドック区域でのみ可能とする。車両温度が冷えきっていない場合の給油作業は十分に配慮をして行わなければならない。燃料供給の際は、認可されたチーム関係者 2 名のみが給油中の半径 10 フィート（約 3m）までの立ち入りに限り許可される。

第 27 条 オープンパドック時の遵守義務

オープンパドックとする場合、エントラントは、観客の安全に最優先とし、下記事項を遵守する他事故防止に全力で取り組まなければならない。

- (1) ジャッキアップして作業をする場合は必ずピットクルー最低 1 名がつき注意喚起を行うこと。
- (2) 観客がピット内に入らないようにパイロン等で規制すること。
- (3) ピットから車両を出し入れする場合には、各チームのピットクルーが、事務局より支給される笛を吹きながらチーム車両の誘導を行うこと。

第 28 条 同乗者

1. 同乗走行は競技マネージャーによる事前承認が無い限り認められない。同乗走行を希望する者は、競技マネージャーが指示をした場合、保険や同意書その他補足書類等を記入・提出等を行わなければならない。
2. 同乗者は同乗走行の規制及び規則に従わなければならない。

第 29 条 スポッター

1. 各チームに 1 枚スポッターカードが配布される。スポッター席は審査席から近くに配置され、可及的に審査員と同じ視界を保てるよう考慮される。
2. 追走ラウンド時はチームから指定されたスポッターがスポッター席に必ず居なければならない。チームに指定されたスポッターが存在しない場合、各チームの責任のもと、他のチームのスポッターに依頼し、代理を務めてもらわなければならない。

第 2 節 旗信号及び無線通信

第 30 条 旗信号

下記の旗信号は選手へあらゆる状況を伝えるために使用され、かつ状況別において選手へ特定の状況を伝えるために使用される。布地の旗を基本として使用するが、同種に振分けられたカラーボードの使用や信号を使用する場合もある。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

(1) 黄旗

要注意の意、該当する旗の管轄内で何か問題があった事を告げる。コースが部分的に、もしくは全体的に塞がれている可能性がある。車速を落とし、方向転換、もしくは停止の準備を行いつつ注意を払って問題個所を通過するべし。追い越しは禁止。

(2) 赤旗

セッションの中止を告げる。注意を払い、即停止を行う。追い越しは禁止。指示に従い、必要に応じてピットレーンへ戻る。

第 31 条 無線通信

1. FDJ シリーズ競技会に参加する各チームは、競技マネージャーより発信されるコース情報、スケジュール調整、再スタートや他情報をレースオペレーション用の無線通信周波数にて確認をする。各クルーは選手への適切な情報を即時に伝達する義務がある。各チームはオフィシャルが使用する周波数、もしくはチャンネル上での情報伝達を行う事は許可されない。

2. 各チームは競技車両、スタッフ、チームメンバーに対して **2way** 無線通信を常備する必要がある、チーム、選手、補助やクルー間で情報交換を行う。チームが使用する周波数はレースコントロールやコース、緊急ネットワーク、またはその他と干渉してはならない。チームはオフィシャルが使用する周波数、もしくはチャンネル上での情報伝達を行ってはならない。

オフィシャルの無線を傍受してはならない。傍受の事実が認められた場合、罰則が科せられる。

3. 各チームは上記周波数の確認を随時行うこと。**MSC** 及びオフィシャルには、当無線通信機器に対するコスト負担の責任はない。

第 3 節 競技方式

第 32 条 概要

1. ドリフトとは運転技術の一つであり、コース上で選手が故意にリアタイヤのグリップを失い、カウンターステアを行いながら車両を操る事である。原則、審査員が設定するラインは選手がコントロール可能とする車速、角度の許容範囲内である。

2. FDJ シリーズ競技会は 3 日間（社会情勢や状況により開催日程は予告なく変更する場合がある。）を通して開催される大会、もしくはシリーズ戦から成り、各選手は **1 対 1** の戦いを行う。各選手は予選を勝ち抜き、各対戦カードを決めて行く。

3. **1 対 1** の直接対決時は審査員による定められた数々の基準を満たした選手のみが勝ち抜ける。点数と順位は最終結果とそのシーズン中の累計で決められる。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 33 条 審査対象

1. 審査対象は以下となる：

【ライン】

コース上に定められたイン・アウトクリッピングを下に定められたドリフトの走行ラインである。各コースの理想走行ラインは審査員によって決められる。

【アングル】

選手がコース内で維持出来る車両の最大ドリフト角を指す。

【スタイル】

スタイルは選手の走行中に最も主観的となる審査基準となる。スタイルはその名の通り、選手による審査基準をいかに個性的にまとめられるかが当審査の本質である。アグレッシブな動き、壁との接近距離、極端な角度、そして追走時の先頭車との距離感等がスタイルの例として挙げられる。

2. 審査員はスピードガンで計測された車両速度を測る場合、審査の補足として考慮できるが、基本的に車両速度は来場者やネットでのライブストリームおよび TV 放送のエンターテインメントの為に使用される。（必要に応じて計測を行うが、通常は計測しない。）

第 34 条 競技中のタイムアウト

1. 競技の安全を保障する為、予選から追走ラウンドにかけて各チームは必要な修理をする為のタイムアウトを申請する事ができる。1 チーム 1 ドライバーに付き、予選、決勝で 1 度のみ申請が許可される。特に修理が必要なく、戦略的なタイムアウトの使用は禁止。指定されたチーム代表者、ドライバー、スポッターがオフィシャルに申請した時のみタイムアウトは有効となる。タイムアウト申請は車検員のみ承認できる。不当と見なされたタイムアウトは否認される。タイムアウトの制限時間は 5 分で、車検員により計測される。

2. 制限時間内で必要な修理を完了できなかった競技者は失格となり、該当する追走ラウンドの敗者となる。

3. 各チームは一つの大会でタイムアウトを 1 回のみ使用できる。1 回以上のタイムアウトはこの規定に例外として記載されている内容以外では禁止となる。

4. タイムアウトでの車両修理は、ピットまたはホットピットで行う必要がある。

第 35 条 追走ラウンド中の車両修理・サービス

追走ラウンドの 1 走目と入れ替え後の 2 走目の間に競技車両のサービス（タイヤ交換、タイヤ内圧調整、足回り調整、燃料補給および冷却等）は禁止。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 36 条 予選

1. 予選フォーマットは従来の方法を起用する。チャンピオンシップシリーズポイントの一番低い選手から順に 2 回（連続ではない）走行をする。選手は各走行後に得点を確認でき、最終的に残った **Top32** 名が追走ラウンドへ進める。複数の選手の予選得点が同点だった場合は以下を優先とする。

- ① セカンドベストの得点
- ② ハイスコアのスタイルポイント
- ③ ハイスコアのアングルポイント
- ④ ハイスコアのラインポイント
- ⑤ セカンドベストのスタイルポイント
- ⑥ セカンドベストのアングルポイント
- ⑦ セカンドベストのラインポイント

2. 大雨またはその他の悪天候が生じても予選および追走ラウンドの進行に影響が出ない場合、審査員は状況に適した審査基準を応用できる権利を持っており、その内容は各スポッター及び選手に通知される。

3. 天候またはその他の原因で予選が決行できなかった場合は昨シーズンのシリーズポイント順またはランキングに基づいて予選結果順序が決められる。

第 37 条 予選得点の分配

1. 予選では、各審査員は割り当てられた評価基準を重点的に審査する。予選では、ライン、アングル、スタイルを別々に審査する。

2. 予選得点の分配は以下の通りとする。

ライン審査 = 最大 35 点

アングル審査 = 最大 35 点

スタイル審査 = 最大 30 点

最高合計得点は 100 点

3. 複数の選手の予選得点が同点だった場合は第 36 条 1. の内容を優先とする。

4. 0 点となる審議対象は以下の通りとする。

(1) スピン

明らかに長引いた戻りやドリフト状態を維持できなかった場合（一瞬だけ戻ってからドリフトを続ける走行は大きな減点にはなるがゼロ点にはならない。判断は審査員が下す）。

(2) 指定されたコース内から車両のタイヤが 3 輪以上はみ出た場合。

(3) ボンネット、リアハッチおよび、ドアなど開閉に対するラッチがついている箇所が開いてしまった場合。

(4) スピンを誘発または車両のドリフト状態に大きく影響が出る様な接触（壁、ガードレール等）

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 38 条 予選進行中のリプレイ

予選進行中に審査員はリプレイのリクエストをする事が可能。

第 39 条 クリッピングとコースマーカー

1. パイロン、もしくは同等のマーキングがクリッピングゾーンに設置されている。イン側のクリップに接触した場合は車両のコースアウトと見なし、度合いによって減点、もしくは無得点となる。アウト側のクリッピングゾーンを選手のリアバンパー以外の箇所（リアタイヤ、ドア等）で接触し、かつコース内から車両のタイヤが 3 輪以上はみ出た場合はゼロ点となる。アウト側のラインとして施されているマーカーは競技中に接触してはならない。当マーカーへの接触も同様にコースアウトと見なされ、減点、もしくは無得点の対象となる。ブリーフィングの際に審査員より各選手へ詳細が伝えられる。
2. アウト側クリッピングゾーンの壁やパイロンとの小さな接触は走行中の車両に対して影響が無い場合減点対象とはならない。接触後、必要以上の修正を必要とせず、理想とするラインの維持、スピードとアングルが維持されている事を指す。接触がクリッピングゾーンとしてマーキングが指定されていない区域で起きた場合は減点対象となる場合がある。スピン、もしくはアンダーステアが要因でアウト側のクリッピングに接触した場合は無得点となる。

第 40 条 追走トーナメント

1. FDJとFDJ2では、合計 32 名の選手が追走トーナメントに選ばれ標準の Top32 ブラケットを使用して戦われる。追走は 1 対 1 形式で行われ、予選通過者がペアとなり 2 本走行する。1 本目は上位予選通過者が先行を走り、2 本目は入れ替わって下位の選手が先行となる。

なお、FDJ2の国際サーキットでのFDJとの併催の場合と、FDJ3は、合計16選手が追走トーナメントに選ばれ、Top16ブラケットを使用して戦われる。

2. 追走トーナメントでは、3 位決定戦は行われない。3 位は Top4 での敗者 2 人の内の予選通過得点が高い方に与えられる。

第 41 条 先行・後追い・追い越し

【先行】

先行の車両はコースにてドリフトを行い、予選時に定められた速度、ライン、アングルによって審査される。原則、先行を走る車両はクリッピングやライン、アングル、可能であればスタイルへの集中とするため、予選時の 100%程度の走りが好ましい。

【後追い】

後追いの車両を先行車両は動くクリッピングと扱い、先行の車両よりもアングル、スタイルを重視する。速度に関しては、後追いの車両は可能な限り先行に行く車両に接近する事が可能だが、後追い車両の前輪が先行に行く車両の前輪に入る事は禁止とする。先行車両の前輪より先に出てしまった場合は後追いの選手が減点となる。先行の走行ラインを追い、深めのアングルを維持し速度の調整によって距離を一定に保てば後追いは先行に対し優先とする。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

【追い越し】

先行車両の走行ラインが審査員の設定したラインよりも大きく外れている場合、後追い車両はコース上のどの区域でも先行車両を追い越す事が出来る。前述の基準を満たさない追い越しを行った場合は違反行為と見なし、無得点の対象となる。後追いの車両が基準に沿った内容で完全に先行車両を追い越し 先行としてのポジションを成立した場合にはその車両が先行車両と見なされる。

第 42 条 追走トーナメントにおける審査

1. 追走トーナメントにおいて、0 点となる審議対象は以下の通りである。

(1) スピン

明らかに長引いた戻りやドリフト状態を維持できなかった場合（一瞬だけ戻ってからドリフトを続ける走行は大きな減点にはなるがゼロ点にはならない。判断は審査員が下す）。

(2) 指定されたコース内から車両のタイヤが 3 輪以上はみ出た場合。

(3) 「回避可能」と判断された車両接触。

(4) 後追いの対戦相手が 1 本目でゼロ点だった時に 2 本目でアドバンテージとなる後追い選手が積極的に先行車両を追わない場合。

第 43 条 追走脱落

1. 3 名の審査員により 1 対 1 の追走戦は審査される。走行 1 本目と 2 本目の合間に審査の発表は行われない。各追走戦の結果は各審査員それぞれが勝者を発表する。審査員内で意見を交わす事は許されているが勝者が示された書面を他の審査員にみせることは禁止されている。審査員を分離するものが使用される場合もある。審査員は以下 3 点の中から選ぶ。

I 選手 A の勝利

II 選手 B の勝利

III "One More Time"

2. 以上の結果の過半数が勝者として決定される。過半数が不確定である場合、"One More Time" となり再度 2 本走行が行われる。勝者を決めるために複数の"One More Time"を実施する場合もある。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 44 条 審査が行われる場所

審査は全て審査員席より行われる。クリッピングが審査員席より死角となっている場合、カメラやモニター等を使用して正確なクリッピング状況を把握する。

第 45 条 リプレイ

審査員は複数のリプレイをリクエストする事が可能。競技マネージャーも審査結果に車両の機能的問題が原因に関連していると思われた場合はリプレイのリクエストが可能とする。

第 46 条 接触

1 対 1 の追走ラウンド中での接触に関しては、以下ルールにより処理される。

(1) 先行

コース上で先行の車両は審査員より定められた走行ラインを守り、適切な速度を保持するべし。設定速度を保てない場合、対象選手への減点となる場合がある。通常、先行車両の走行速度は予選と同じ速度をキープする必要がある。先行の車両がドリフトを維持出来なかった場合、もしくはコースアウト、予選時に対する速度違い等があった場合、接触要因は先行車両の責任とされる。各審査員として、これらの障害を審議する義務がある。状況によっては先行を駆る車両の要因で接触が起きたとは限らないが、これらは全て各審査員の判断とする。

(2) 後追い

後追いの車両は先行車両の後を追う事。後追いは先行車両の速度を予測する事を推奨する。後追いの車両が接触を起こした場合、補足が無い限りは原則として後追い側の要因と判断される。「擦る」等といった接触は許容範囲内であるが、これが要因となり先行車両への影響、ドリフトの維持や走行ラインへ影響が出た場合は許容範囲外となる。

(3) 接触によるダメージ

接触があり、車両に対するダメージがあった場合、審査員は多数決を行い要因の究明、判定を下す。接触によるダメージが見られた場合、各選手、そしてそれらの補助係は競技中のタイムアウト制定を可能とする。当タイムアウト期間は当該接触の起因により審査員が決定する5分間と10分間の2種となる。与えられた時間の中で、車両に対するほぼ全ての修復作業は可能であると予測される。状況によっては車両のダメージに対する修復時間が与えられた時間枠内では実施不可能な場合もある。この場合、接触の要因とならない車両のみ延長を申し入れる事を可能とする（この延長申請は決勝トーナメントの場合のみに考慮されるが、必ず寄与されるものではない。コンペティションディレクター判断となる）。イベントを尊重し、競技責任者は残りの競技続行を指示する権利を留保する。競技責任者は後に継続する試合の合間に時間調整をし次戦の対戦ラダー開始前に対戦を行う。トーナメント戦という事情から、大会成立の為、コンペティションディレクターの判断で競技を進行する。その決戦の裁定もこれに従う。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

- (4) FDJ シリーズ競技会では、チームや各選手に対し、1対1の試合を完了する事を推奨するが、修復作業が完了しない、もしくは前試合で接触等があった場合は、審査員で勝者を決める権利がある。
- (5) 修復作業が完了せず、また接触の要因が対象となるチームの要因では無かった場合、オフィシャルが車両の状況を確認し修復作業が次の試合までに間に合わない事を認識した上で、対象選手を該当する対戦の勝者と見なす。選手は次の対戦に進む事が許されるが、過度なダメージがある場合は辞退することも可能とする。
- (6) 先行、後追いと両者共に一本目で個々の要因からなる理由で事故を起こし、両者共に過度の損傷が見られた場合は予選通過得点の高い方を優先的に勝者とする。先行、後追いと両者共に二本目で個々の要因からなる理由で事故を起こし、過度な損傷により継続不可能となった場合、勝者は一本目の得点結果にて勝者が判断される。

第7章 抗議申請

アメリカのフォーミュラドリフトに準じて、判定等に対する抗議（プロテスト等）は、2024年度から廃止。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 8 章 懲罰

第 1 節 総則

第 53 条 懲罰

本規則若しくは付随する諸規程に違反する行為をした場合またはオフィシャルの指示に従わない場合（指示に違反する行為をした場合も含む）、エントラントに対し、懲罰が科される。

第 54 条 懲罰の管轄

1. 競技会中における違反行為に対しては、本規則に従い、大会会長あるいは規律委員会（競技マネージャー、テクニカルマネージャー、事務局他）が調査、審議し、懲罰を決定する。
2. 競技会外における違反行為に対しては、本規則に従い、大会会長あるいは規律委員会が調査、審議し、懲罰を決定する。
3. 大会会長あるいは規律委員会は、前 2 項の調査、審議、決定のために必要があるときは、オフィシャル、エントラント等に対する事情の聴取その他調査をすることができる。

第 55 条 懲罰の通知・実効及び公表

1. 競技会中における違反行為に対する懲罰は、原則として、違反者の属するチーム代表者に対し通達され、直ちに懲罰が実行される。ただし、違反の内容等によっては、競技会終了後に通達、実行することができる。
2. 競技会外の違反行為に対する懲罰は、後日、違反者の属するチーム代表者及び違反者本人に対し通達され実行される。
3. 懲罰を科す場合、予め、違反者に対し弁解の機会を与えなければならない。
4. 選手に対する懲罰が実行された場合、その事実及び内容は、MSC が管理・提示する FDJ シリーズ競技会ホームページにおける当該選手のプロフィール欄に表示される。
5. 前項に定める他、MSC は処罰された対象者、団体、車両等を理由含め、MSC の管理・提示する FDJ シリーズ競技会ホームページ上に公表することができる。

第 56 条 懲罰の種類

- 1 懲罰の種類は以下の通りとし、事案によりこれらの懲罰を併科することができる。
 - ① 戒告 口頭により将来を戒める。
 - ② 譴責 警告書の提示により、始末書を取り、将来を戒める。
 - ③ 罰金 第 63 条乃至第 67 条の定めに従い 1 件につき 100 万円以下の罰金を科す。
 - ④ 減点（シリーズポイントの減算も含む。）

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

- ⑤ 順位改訂
- ⑥ 記録抹消 FDJ シリーズ競技会における記録（過去の記録も含む。）を抹消する。
- ⑦ 賞金はく奪
- ⑧ 失格 当該 FDJ シリーズ競技会の参加資格をはく奪する。
- ⑨ 競技参加回数制限 当該シーズンにおける競技会への参加回数を制限する。
- ⑩ 次年度参加制限 翌シーズンにおける競技会への参加を禁止する。
- ⑪ ライセンス停止 FDJ ライセンスを最長 12 か月停止する。
- ⑫ ライセンス剥奪 FDJ ライセンスを失効させ、FDJ シリーズ競技会から除籍する。

2 同一シーズン中、前項第 2 号の懲罰を合計 2 回以上科された場合、そのエントラントが所属するチームは失格となる。ただし、違反行為の内容・程度、当該エントラントに対するチームの監督の状況、競技会に対する影響の有無・程度その他の事情に照らし、第 54 条の規定に従い、大会会長または規律委員会がやむを得ない事由があると判断したときは、この限りではない。

3 前項本文の規定により当該チームが失格となった場合、当該チーム構成員は、以後、エントラントとして又は観客としていずれの立場であるかに関わらず、FDJ シリーズ競技会に参加、入場することを禁止される。

第 57 条 執行猶予

- 1. 大会会長及び規律委員会は、第 54 条に定める管轄に従い、情状により、懲罰の実行について、執行を猶予することができる。
- 2. 執行を猶予する場合、執行猶予期間等執行猶予に関する概要を記載した書面を違反者の属するチーム代表者に対し通知する方法にて行う。

第 2 節 罰金

第 58 条 罰金の納付

- 1. 罰金は、罰金の通知後 48 時間以内に、MSC が指定する方法により納付しなければならない。
- 2. 違反者及び違反者の属するチーム代表者は、連帯して通知に係る罰金を支払う責任を負う。
- 3. 罰金の支払いを遅延した場合、違反者及び違反者の属するチーム代表者は、年 14.6 パーセントの割合による遅延損害金を支払う責任を負う。
- 4. 罰金の支払いを遅延した場合、その支払いが完了するまでは、違反者の属するチーム構成員の保有する FDJ ライセンスが停止する他、違反者の属するチーム構成員は、FDJ シリーズ競技会の他 MSC の開催する一切のイベント等に参加することができない。
- 5. 罰金の支払いが、次の FDJ シリーズ競技会の開催前までに確認できない場合、違反者の属するチーム構成員の保有する FDJ ライセンスは失効する。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 59 条 罰金の合算

同時に複数の違反行為が罰金の対象となったときは、各々について定められた罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

第 60 条 他者を利用した違反行為

エントラントが他の者をして違反行為を行わせた場合、自ら違反行為を行った場合と同様の懲罰を科するものとする。

第 61 条 違反行為の重複による加重

同種の違反行為を重ねて行ったときは、その違反行為について定められた罰金の金額の 2 倍以下の範囲内において、罰金の金額を加重することができる。

第 62 条 酌量減輕

1. 違反行為が行われた場合においても、その情状において酌量すべき事情があるときは、その罰金の金額を減額することができる。
2. 前条により加重すべき場合においても、なお前項の規定を適用することができる。

第 63 条 1 0 0 万円以下の罰金

次の各号のいずれかに該当する場合は、1 0 0 万円以下の罰金を科す。

- ① 第 17 条（行動規範）第 1 項(4)に違反した場合
- ② 第 18 条（パドック及びコース内における行動）に違反した場合
- ③ 第 20 条（禁止事項）(4)または(10)に違反した場合
- ④ 第 24 条（燃料補給）に違反した場合
- ⑤ 第 27 条（オープンパドック時の遵守義務）に違反した場合

第 64 条 5 0 万円以下の罰金

次の各号のいずれかに該当する場合は、5 0 万円以下の罰金を科す。

- ① 第 3 条（遵守義務）第 2 項、第 4 項または第 7 項に違反した場合
- ② 第 17 条（行動規範）第 1 項(2)、(7)または(9)に違反した場合
- ③ 第 19 条（履行義務）に違反した場合
- ④ 第 20 条（禁止事項）(2)、(5)、(6)、(7)、(8)または(11)に違反した場合
- ⑤ 第 22 条（遵守事項）に違反した場合

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第 65 条 30 万円以下の罰金

次の各号のいずれかに該当する場合は、30 万円以下の罰金を科す。

- ① 第 3 条（遵守義務）第 5 項または第 6 項に違反した場合
- ② 第 17 条（行動規範）第 1 項(3)、(5)または(6)に違反した場合
- ③ 第 20 条（禁止事項）(1)に違反した場合

第 66 条 10 万円以下の罰金

次の各号のいずれかに該当する場合は、10 万円以下の罰金を科す。

- ① 第 12 条（承認の撤回・無効化）第 3 項前段に違反した場合
- ② 第 14 条（チーム代表者）第 1 項に違反した場合
- ③ 第 15 条（ユニフォーム）に違反した場合
- ④ 第 16 条（エントリー車両）に違反した場合
- ⑤ 第 17 条（行動規範）第 1 項(8)に違反した場合
- ⑥ 第 20 条（禁止事項）(3)、(9)または(12)に違反した行為
- ⑤ 第 21 条（肖像等の使用許諾）に違反した場合
- ⑥ 第 28 条（同乗者）に違反した場合
- ⑦ 第 29 条（スポッター）に違反した場合

第 67 条 第 3 条第 3 項違反の罰金

第 3 条（遵守義務）第 3 項に違反した場合の罰金は、その行為の態様に応じ、次の各号の通りとする。

- ① 生命・身体に対する行為 100 万円以下
- ② 公益に対する行為 50 万円以下
- ③ 名誉・財産に対する行為 30 万円以下

第 3 節 懲罰に対する不服申立

第 68 条 懲罰に対する不服申立

1. 本章の定めに従い懲罰を科された者は、不服申立委員会に対し不服申立を行うことができる。
2. 前項の不服申立に要する申立費用は、5 万円とする。

FORMULA DRIFT JAPAN / FDJ2 / FDJ3

2025 Sporting Regulation Version 1.1

第9章 最終的拘束力等

第69条 最終的拘束力

本規則に従って下された各決定は、本規則に別段の定めのある場合を除き、FDJシリーズ競技会において最終のものであり、オフィシャル、各委員会及びエントラントはこれに拘束され、その決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできない。

第70条 本規則の解釈及び適用

本規則の解釈と適用に関する最終的な権限は、MSCに帰属する。

第10章 改訂

第71条 改訂

MSCは、必要があるときは、いつでも、本規則を変更することができる。本規則の変更は、MSCの管理・提示するFDJシリーズ競技会ホームページ上にて掲載した日において効力を生ずる。

第11章 映像

第72条 映像収録及び配信などの大会映像使用規定及び罰則

本大会の肖像権は第5章、第21条に記される通りMSCに帰属する。本大会中に撮影する参加者はすべて大会事務局の許可を取得する。許可無き映像撮影、使用を行った場合、その対価をMSCは自社基準（1分10万円程度）で撮影者及び使用者に対して請求する。

但し、映像配信などで収入を得ないドライバー及び大会のプロモーション効果を増進すると判断された場合はその限りではない。各参加者に対するスポンサー企業や収益を伴う撮影、映像使用に関しては事前に撮影許可をMSCから取得する。この手続きは参加チームを通して大会事務局に行う。

* 公のメディアを有するメディア申請は別途事務局に行う。上記映像に関する第72条はチーム関係者で撮影を希望するすべての人がチームの責任において管理する。事前申請しMSCより許諾無き場合、参加チームに対しての管理不行き届きとして罰則の対象となる。